

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

規制の名称：防護措置に関する廃棄物埋設施設の深度の基準の見直し

規制の区分：新設、改正 (拡充) 緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：原子力規制委員会 原子力規制庁 長官官房
放射線防護グループ 核セキュリティ部門

評価実施時期：平成 30 年 8 月 1 日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

現行の規定では、地表から 50 メートル以上の地下に設置された廃棄物埋設施設については、その全ての坑道について坑道の埋戻し及び坑口の閉塞を行った場合には、核物質防護措置は不要とされている。しかし、最新のトンネル施工の深度等、地下の利用状況を踏まえると、深度の基準をより深いものへと改めず、現行の「50 メートル」のままとした場合には、埋設された放射性廃棄物への接近等が懸念され、盗取や妨害破壊行為の蓋然性が否定できない状況が継続することとなる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

本規制は、放射性廃棄物に含まれる特定核燃料物質を盗取や妨害破壊行為から防護するために適切な核物質防護措置を講ずるためのものであり、最新のトンネル施工の深度等、地下の利用状況を踏まえて適切かつ妥当な措置に見直す必要があることから、施行令を見直すこととしたものである。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

現在、本改正により規制の対象となる事業者は存在しないことから、検証はできないが、本改正による将来的な事業者の遵守費用増は否定できない。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和に該当しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

- ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

最新のトンネル施工の深度等地下の利用状況を鑑み、防護措置を要しない廃棄物埋設施設の深度の基準を「地表から深さ 50 メートル以上」から「地表から深さ 70 メートル以上」に改めることにより、埋設された放射性廃棄物への接近等の懸念を排除し、放射性物質の盗取や妨害破壊行為の蓋然性を十分低くすることができると考えられる。

- ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

⑤の効果を金銭価値化することは困難である。

- ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制緩和に該当しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

本改正により、将来的な放射性廃棄物の埋設事業における副次的な影響として盗取や妨害破壊行為等のテロリズム行為の発生やそれに伴う社会的な信頼の失墜

等のリスクを低減することができると考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

本改正による事業者の遵守費用増は否定できないが、本改正は放射性廃棄物に含まれる特定核燃料物質の盗取や妨害破壊行為の蓋然性の低減を目的としており、費用効果分析にはなじまないと考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

廃棄物埋設施設の深度の基準の変更については、廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム会合において、人間侵入を誘発することを避けるため最新のトンネル施工の深度等の地下の利用状況を鑑みて検討された。これを受け、「炉内等廃棄物の埋設に係る規制の考え方について」（平成28年8月31日原規技発第1608312号原子力規制委員会決定）（以下「埋設に係る規制の考え方」という。）がまとめられ、当該深度の基準の変更が示された。本改正はこれらの検討等を踏まえて当該深度の基準の見直しを行うものである。この廃棄物埋設施設の深度の基準の見直しは、埋設された放射性廃棄物に容易に接近することを防ぐためのものであるためその他の代替案は考えにくい。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

⑩のとおり、本改正における廃棄物埋設施設の深度の基準の見直しについては、廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム会合の検討及び埋設に係る規制の考え方において当該深度の基準の変更が示されたことを踏まえ、当該深度

の基準の変更を行うものである。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

本改正と併せて措置される原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備と共に、同法の施行後5年以内に施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

現在、本改正により規制の対象となる事業者は存在しないため、現時点において具体的な指標等の明確化は難しいが、⑫に記載のとおり、同法の施行後5年以内に施行の状況について検討を加えることとしており、その中で原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備と共に検討を行う。